

改定後	改定前
<p><u>第3条（表明・保証）</u></p> <p><u>1. 加盟店は、当社に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1)行為能力</u>  <u>加盟店は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u></p> <p><u>(2)社内手続</u>  <u>加盟店は、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u></p> <p><u>(3)適法性等</u>  <u>本契約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u></p> <p><u>(4)有効な契約</u>  <u>本契約は、これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p> <p><u>(5)非詐害性</u>  <u>加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u>  <u>加盟店が、本契約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確</u></p>	

であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること	
第4条（営業秘密等の守秘義務）	第3条（営業秘密等の守秘義務）
第5条（個人情報の守秘義務）	第4条（個人情報の守秘義務）
第6条（譲渡禁止）	第5条（譲渡禁止）
第7条（届出事項の変更等） （略） 4. 加盟店が第3条第1項（6）及び第25条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。	第6条（届出事項の変更等） （略）
第8条（BankPay 加盟店規約・法令等への遵守等） （略） 2. 加盟店は、BankPay 加盟店規約及び日本電子決済推進機構が定める規則・ガイドライン等（以下総称して「BankPay 加盟店規約等」といいます。）並びにゲートウェイ事業者が定める規約（関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます）の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。なお、BankPay 加盟店規約等又はゲートウェイサービス規約が追加・更新された場合は、本規約第31条（本規約の変更）の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。	第7条（BankPay 加盟店規約・法令等への遵守等） （略） 2. 加盟店は、BankPay 加盟店規約及び日本電子決済推進機構が定める規則・ガイドライン等（以下総称して「BankPay 加盟店規約等」といいます。）並びにゲートウェイ事業者が定める規約（関連する特約等を含み、以下「ゲートウェイサービス規約」といいます）の内容に同意し、これに記載されている義務を遵守するものとします。なお、BankPay 加盟店規約等又はゲートウェイサービス規約が追加・更新された場合は、本規約第30条（本規約の変更）の定めにしたがって最新のものが適用されるものとします。
第9条（サービスセンタへの接続）	第8条（サービスセンタへの接続）
第10条（加盟店申込の手続）	第9条（加盟店申込の手続）
第11条（加盟店への指導）	第10条（加盟店への指導）
第12条（利用者との売買契約等の締結）	第11条（利用者との売買契約等の締結）
第13条（広告方法、内容等）	第12条（広告方法、内容等）
第14条（BankPay サービスによる取引方	第13条（BankPay サービスによる取引方

<p>法)</p> <p>2. 当社は、当社所定の方法・頻度（締日・支払日等）で、当社に支払われる立替金相当額を加盟店に対して支払うものとします。この際、当社は第19条第2項に従って所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払がその委託する第三者に代行させることができるものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。</p>	<p>法)</p> <p>2. 当社は、当社所定の方法・頻度（締日・支払日等）で、当社に支払われる立替金相当額を加盟店に対して支払うものとします。この際、当社は第18条第2項に従って所定の手数料等を控除することができ、当社は立替払金の支払がその委託する第三者に代行させることができるものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。</p>
第15条（立替金の支払等）	第14条（立替金の支払等）
<p>第16条（紛議等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が BankPay 発行銀行に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社等は第14条第2項及び第15条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。また、すでに当該立替金をすでに当社が加盟店に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとします。</p>	<p>第15条（紛議等）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項の紛議その他の理由により、利用者が BankPay 発行銀行に対して売買契約等の代金にかかる支払留保・拒絶、支払済みの金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、これが解決するまで当社等は第13条第2項及び第14条の立替金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。また、すでに当該立替金をすでに当社が加盟店に支払済みの場合は当社が指定する方法により当社に返金するものとします。</p>
第17条（返品等）	第16条（返品等）
第18条（請求代金の立替払の解除等）	第17条（請求代金の立替払の解除等）
第19条（手数料）	第18条（手数料）
第20条（加盟店業務の適切性確保）	第19条（加盟店業務の適切性確保）
第21条（差押えの場合）	第20条（差押えの場合）
<p>第22条（相殺）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項により、BankPay 加盟店銀行から当社に対して支払いがなされなかった金額</p>	<p>第21条（相殺）</p> <p>（略）</p> <p>2. 前項により、BankPay 加盟店銀行から当社に対して支払いがなされなかった金額</p>

<p>について、当社は第14条に関わらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、すでに加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。</p>	<p>について、当社は第13条に関わらず加盟店への支払いを行わないものとします。また、すでに加盟店へ支払済みの場合には、加盟店は当該金額を当社に対して当社の求めに応じて直ちに返還するものとします。</p>
<p>第23条（システム・サービスの中止・停止、契約の解除等）</p>	<p>第22条（システム・サービスの中止・停止、契約の解除等）</p>
<p>第24条（有効期間・中途解約等）</p> <p>1. <u>本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とします。加盟店及び当社は、有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第7条第2項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、当社は加盟店に予告することなく本契約を解約できるものとします。</u></p>	<p>第23条（中途解約等）</p> <p>1. <u>加盟店及び当社は、有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。</u></p>
<p>第25条（反社会的勢力の排除）</p>	<p>第24条（反社会的勢力の排除）</p>
<p>第26条（その他の遵守事項、免責）</p>	<p>第25条（その他の遵守事項、免責）</p>
<p>第27条（苦情対応等）</p>	<p>第26条（苦情対応等）</p>
<p>第28条（取引データの保持）</p>	<p>第27条（取引データの保持）</p>
<p>第29条（加盟店情報の取得・保有・利用）</p>	<p>第28条（加盟店情報の取得・保有・利用）</p>
<p>第30条（加盟店契約終了後の加盟店情報等の利用）</p>	<p>第29条（加盟店契約終了後の加盟店情報等の利用）</p>
<p>第31条（本規約の変更）</p>	<p>第30条（本規約の変更）</p>
<p>第32条（ロゴ等の使用）</p>	<p>第31条（ロゴ等の使用）</p>
<p>第33条（知的財産権）</p>	<p>第32条（知的財産権）</p>
<p>第34条（損害賠償）</p>	<p>第33条（損害賠償）</p>
<p>第35条（遅延損害金）</p>	<p>第34条（遅延損害金）</p>
<p>第36条（第三者からの申立）</p>	<p>第35条（第三者からの申立）</p>
<p>第37条（ゲートウェイ事業者との窓口）</p>	<p>第36条（ゲートウェイ事業者との窓口）</p>

第 <u>3 8</u> 条（専属の合意管轄裁判所）	第 <u>3 7</u> 条（専属の合意管轄裁判所）
第 <u>3 9</u> 条（準拠法）	第 <u>3 8</u> 条（準拠法）